

**新最終処分場長期包括運営業務委託  
基本協定書  
(案)**

**令和2年7月1日**

**菊池環境保全組合**

新最終処分場長期包括運営業務委託  
基本協定書（案）

新最終処分場長期包括運営業務委託（以下「本事業」という。）に関して、菊池環境保全組合（以下「組合」という。）は、●<sup>1</sup>（以下「選定者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し選定者が総合評価一般競争入札により落札者として選ばれたことを確認し、本事業に係り組合及び選定者の間で締結される新最終処分場長期包括運営業務委託事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けた、組合及び選定者の双方の協力について定めることを目的とする。

（組合及び選定者の義務）

第2条 組合及び選定者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 選定者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる菊池環境保全組合長期包括運営事業者選定委員会及び組合の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結）

第3条 組合及び選定者は、事業契約を、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて、令和2年12月を目処に締結するべく最大限努力する。

2 組合は、入札説明書（組合が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和2年7月1日付けの入札説明書（組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書案の文言に関し、選定者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 組合及び選定者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。

4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、選定者が次の各号のいずれかに該当したとき（但し、第1号ないし第5号については本事業に関して該当した場合に限る。）は、組合は、事業契約を締結しないことができる。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第8条各号又は第19条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

（2）独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

（3）納付命令又は排除措置命令により、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは

---

<sup>1</sup> 運営・維持管理業務を受注するのが選定者である場合を想定し、本契約書案を作成しています。業務遂行のためにSPCが設立される場合には、SPCの設立やその出資者の責任に関する規定を設ける等の調整を行います。

同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

- (4)選定者又はその代表者、役員等（会社法（平成17年法律第86号）423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (5)選定者の代表者、役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき
- (6)選定者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (7)暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (8)選定者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき
- (9)選定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (10)選定者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (11)下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号ないし第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (12)第6号ないし第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、組合が選定者に対して当該契約の解除を求め、選定者がこれに従わなかったとき

5 事業契約の締結までに、選定者が、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、組合は、事業契約を締結しないことができる。

#### （賠償額の予定）

第4条 選定者は、自らが前条第4項各号のいずれかに該当するときは、組合が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、本事業の入札価格の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、組合に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき組合が賠償を請求することを妨げるものではない。

#### （準備行為）

第5条 事業契約締結前であっても、選定者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、組合は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約の不成立)

第6条 事業契約の締結に至らなかつた場合は、事業契約の締結に至らなかつたことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第7条 組合及び選定者は、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 組合及び選定者は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1)開示の時に公知である情報
- (2)相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3)相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4)組合及び選定者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、組合及び選定者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1)弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2)法令等に従い開示が要求される場合
- (3)権限ある官公署の命令に従う場合
- (4)組合及び選定者につき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザー及び本事業に関する選定者の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5)組合が組合議会及び構成市町（菊池環境保全組合を組織する菊池市、合志市、大津町及び菊陽町をいう。）の各議会に開示する場合
- (6)組合が、本事業にかかる施設の運営及び維持管理に関する業務を選定者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(管轄裁判所)

第9条 組合及び選定者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、熊本地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第11条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本協定の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第12条 本協定に定めのない事項については、組合及び選定者が別途協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月●日

熊本県菊池郡大津町大字大津字北楽善115番地  
菊池環境保全組合  
組合長 後藤 三雄

[住所]

[選定者名]

[役職・氏名]